

	契約係用
○	業者渡用

路面電車 M100 形

運搬業務

業務委託仕様書

令和 3 年 11 月

1 適用範囲

本仕様書は、路面電車 M100 形車両 1 台の運搬業務に適用する。

2 車両概要

路面電車 M100 形（別紙 1、2 参照）

車体 （1 両）

長さ：12,000 mm、幅：2,230 mm、高さ：3,810 mm

質量：約 13.8t

3 履行期間

契約書に示す着手の日から、令和 4 年 2 月 28 日まで。

4 引渡し日時・場所

(1) 引渡し日時

令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 2 月 28 日のうち委託者が指定する日に引渡す。引渡時間・詳細工程は委託者と打合せの上、決定すること。

(2) 引渡し場所

電車事業所（札幌市中央区南 21 条西 16 丁目 2 番 20 号）

5 業務内容

(1) 車両運搬

受託者は引渡し場所（電車事業所、別紙 3）から交通資料館敷地（札幌市南区真駒内東町、別紙 4）まで、車両を運搬する。運搬に際し、クレーンについては電車事業所のクレーンを使用できるものとするが、車両積載に係るクレーン操作及び玉掛業務は受託者で実施すること。また、車両を固定するのに必要な器具等についても受託者で準備すること。その他、特殊車両通行に係る許可等の申請手続きも受託者で行うこと。

(2) 部品の取り外し及び復旧

車両運搬の際に部品を取り外した場合は、配置場所に荷降ろし後に復旧を行うものとする。取り外す前と復旧した後の写真を委託者へ提出するこ

と。

(3) 軌きょうの組み立て

レール長 3,000 mm 程度、軌間 1,067mm の軌きょうを 2 台組み立て、車両の配置場所に設置すること。また、軌きょうの材料（レール、枕木、犬釘）は委託者より支給する。

(4) 荷降ろし

運搬車が交通資料館跡地に到着後、受託者はクレーン等により車両を委託者が指定した配置場所にて、組み立てた軌きょうの上に置く形で荷降ろしする。荷降ろしの際に車両運搬の障害となる樹木や積雪がある場合は、受託者にて取り除くものとする。

また、解体施設でのクレーン操作及び玉掛に係る業務に必要な作業員及び機材は、受託者で確保し、かつ有資格者とする。

6 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

7 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、委託者の担当者と十分協議すること。

8 賠償責任

故意または重大な過失により委託者または第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持って速やかにその処理・解決にあたるものとする。

9 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書類名	提出期限
----	-----	------

1	業務着手届（別紙 5：第 8 号様式）（労働基準監督署の「保険関係成立済」を押印すること。）	契約後速やかに
2	業務工程表（別紙 6：第 9 号様式）	契約後速やかに
3	緊急連絡先	契約後速やかに
4	作業要領書	決定後速やかに
5	業務従事者名簿 （クレーン・玉掛け資格等の写しを含む。）	決定後速やかに
6	特殊車両通行に係る許可書等の写し	決定後速やかに
7	業務写真（業務全体の内容がわかるもの）	業務完了時
8	業務完了届（別紙 7：第 13 号様式）	業務完了時

その他、委託者が必要と認めるもの。

10 法令遵守の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令、作業ルール等の遵守を徹底すること。

11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙 8）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

12 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令、作業ルール等の遵守を徹底すること。

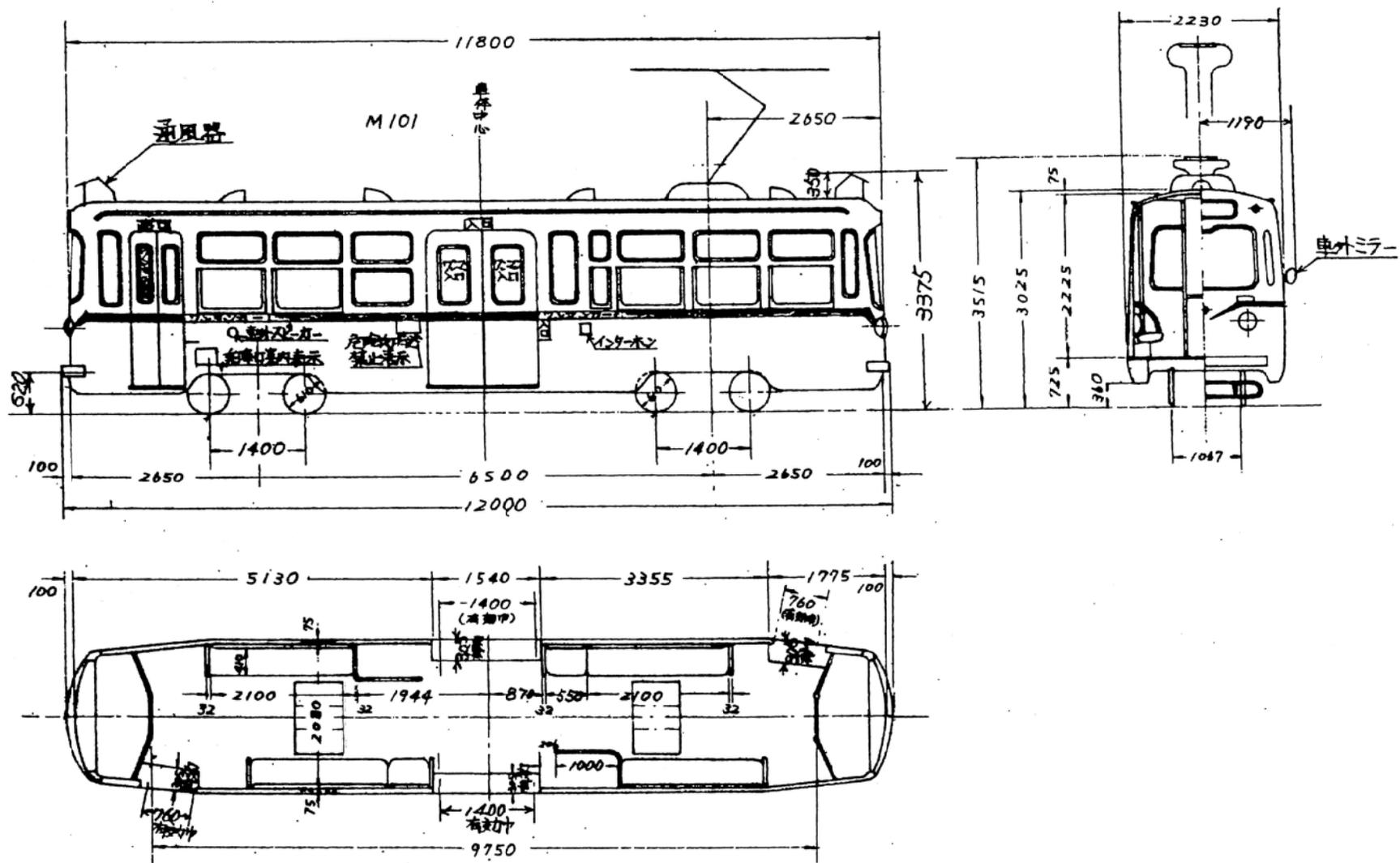
13 添付資料

- (1) M100 形車体寸法及び概算重量 別紙 1
- (2) M100 形車両形式図 別紙 2
- (3) 電車事業所内車両配置図 別紙 3
- (4) 交通資料館跡地車両運搬位置図 別紙 4
- (5) 業務着手届 (第 8 号様式) 別紙 5
- (6) 業務工程表 (第 9 号様式) 別紙 6
- (7) 業務完了届 (第 13 号様式) 別紙 7
- (8) 環境方針 別紙 8

担当：札幌市交通局事業管理部総務課

小野 TEL011-896-2708

形 式	M100
軌 間	1,067mm
電 気 方 式	直流600V 架空電車線方式
空 車 重 量	13.8t
定 員 (座 席)	96人 (22人)
主 要 寸 法	長さ 12,420mm 幅 2,230mm 高さ 3,025mm (屋根高さ) 3,515mm (パンタ折りたたみ高さ) 床高さ 725mm
車 体 構 造	全鋼製溶接構造
最 高 運 転 速 度	40km/h
台 車	軸箱守式軸箱支持 コイルばね2軸ボギー台車 車輪径 610mm 固定軸距 1,400mm ボギーセンター間 6,500mm
駆 動 装 置	つり掛式 歯車比 4.36
主 電 動 機	直流直巻電動機 40Kw×2
制 御 方 式	間接非自動抵抗制御 (電制付)
ブ レ ー キ 装 置	空気式直通ブレーキ 片押し式踏面ブレーキ
集 電 装 置	Z形パンタグラフ
補 助 電 源 装 置	静止形インバータ 2KVA AC100V DC24V
蓄 電 池	アルカリ蓄電池 DC24V 40Ah
電 動 空 気 圧 縮 機	1段圧縮 2気筒 450L/min
戸 閉 装 置 (有 効 間 口)	中扉 単気筒引戸戸閉機 (1,400mm) 端扉 単気筒引戸戸閉機 (760mm)
そ の 他	シーズヒーター式客室暖房装置 750W×6 車内・車外自動放送装置 ICカード対応自動料金箱 メロディーホーン 車上無線通信システム、電車在線情報・運行管理システム
車 両 数	1両
備 考	



車両形式図

形式	M100	縮尺	1/100
----	------	----	-------

札幌市交通局

交通資料館の概要

設立の経緯 昭和47年8月、路面電車の全廃を契機に、交通局の広報業務の一環として、これまでの交通の歴史を記念に残し社会教育に役立てようと、電車車両センター（中央区南21条西16丁目）跡地に交通博物館の建設構想が打ち出された。

ただちに、局内に建設準備委員会が発足し、建設計画及び各種資料の収集を始めた。しかし、昭和50年10月、市電山鼻・西線の存続方針決定に伴い、建設構想は立ち消えとなった。

これまでの収集した資料の一部と旧型の車両は、暫定として地下鉄高架下の空き地を利用して小規模ながら交通資料館を建設、昭和50年2月オープン、昭和58年6月展示車両を改装し、更に60年9月地下鉄試験車両を展示し、現在に至っている。

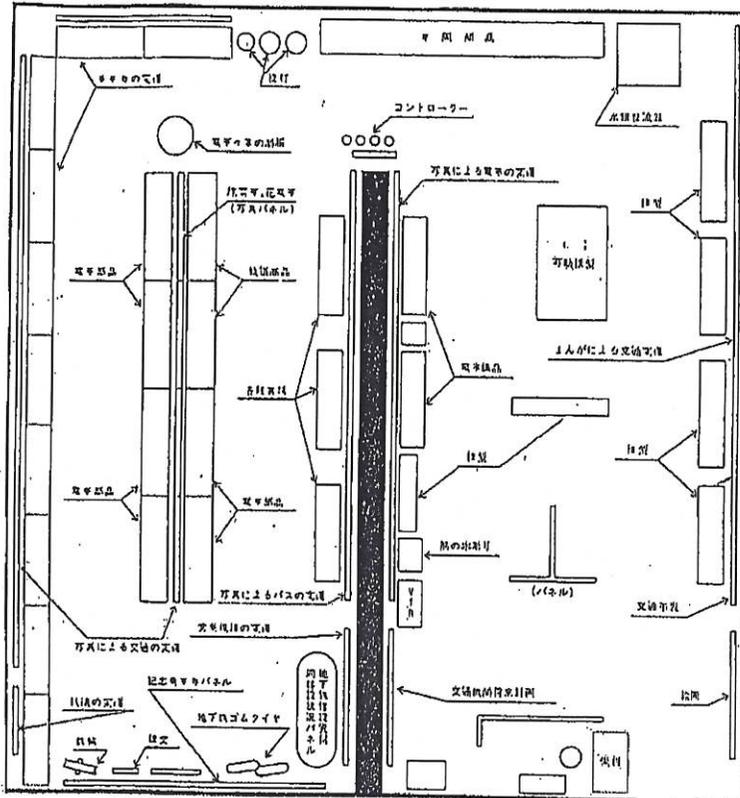
場所 札幌市南区真駒内東町1丁目
地下鉄自衛隊前駅南側シェルター下

閉館 5月から9月までの日曜、祝日、第2・4土曜日
学校の夏休み、札幌雪まつり期間中

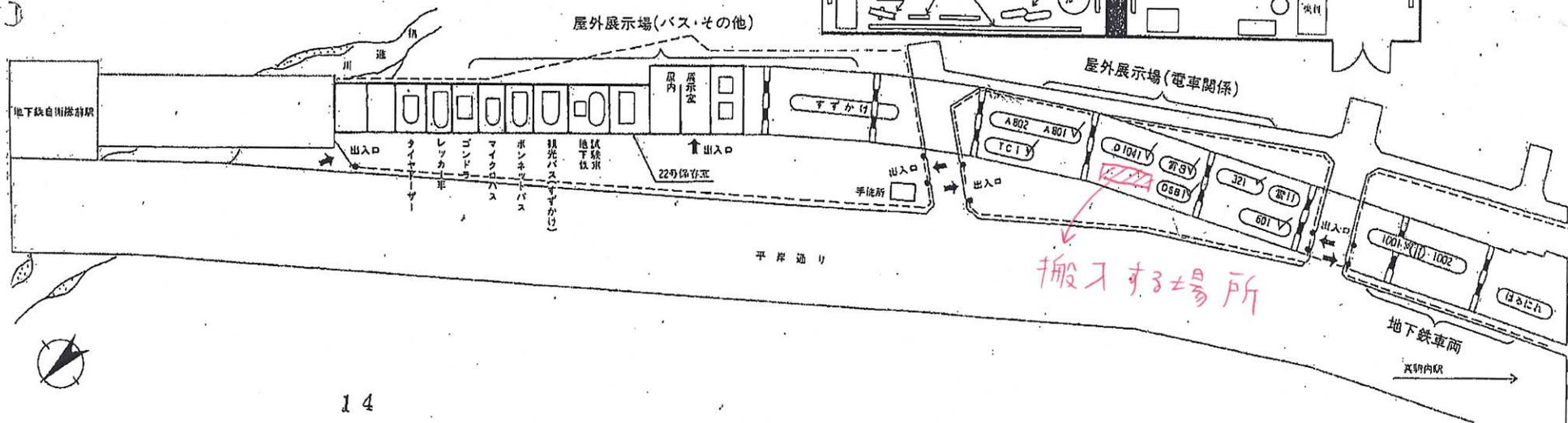
面積

建物（屋内）	250㎡	（75.6坪）
高架下（屋外）	3,150㎡	（954.5坪）
その他用地	2,150㎡	（651.5坪）
計	5,550㎡	（1681.8坪）

屋内見取図



全体見取図



業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 _____

着手 年 月 日
履行期間
完了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局